

宇治川派流公有水面埋立工事からみた伏見の都市経営策*

Fushimi Town Management Plan reflected in Ujigawa-haryu Canal Reclamation Projects

林 倫子**

By Michiko HAYASHI

概要

本研究では、伏見町（昭和4年5月以降は伏見市）の単独工事として昭和3年11月に起工し昭和5年4月に竣工した宇治川派流公有水面埋立工事を取り上げ、一連の工事計画の変遷を伏見の都市経営策という視点から評価した。その結果、明治40年代には淀川水運の利便性を向上するという目的をもっていた河川改修計画が、埋立地造成とその売却代金による各種財源の確保を主目的とする埋立工事計画に変更されていった経緯が明らかとなった。更に、造成地の売却が失敗に終わった原因として、中書島遊廓地拡大戦略に基づいた埋立地売却予定価格の高騰とその後の不況、更に遊廓指定地編入不許可があったこと、また本工事で発生した負債償還を優先したために、売れ残った市有埋立地を敢えて更地のまま放置することを選択したことも確認された。

1. はじめに

本研究は、伏見町（昭和4年5月以降は伏見市）の単独工事として昭和3年11月中旬に起工し昭和5年4月に竣工した宇治川派流公有水面埋立工事を取り上げ、一連の工事計画の変遷を伏見の都市経営策の一端として評価し、伏見の河川整備と都市形成の関連を明らかにしようとするものである。

筆者は前稿¹⁾においても同工事を取り上げ、明治40年代から昭和3年にわたる工事計画の変遷を、一連の淀川改修工事によって悪化した宇治川派流の河川環境改善という基本思想から説明した。しかし伏見は当時、陸運の発達に伴う舟運の衰退、京都市から独立を保ちつつ様々な都市施設を建設するための独自財源確保など、様々な問題に直面していた時期にあたり、工事の動機はこれらとも密接に結びつきながら変化していた。つまり、近世由来の河川港湾都市であった伏見が「新興都市の面目を發揮すべく」、河川という資産をどのように利用しようとしたのか、その都市経営策の変遷が埋立工事計画の変遷にも反映されているものと考え、河川改修計画の上記のような側面を検証し、かつその経営策の成否を検証することは、伏見をはじめとする日本の河川港湾都市の大半が近代以降如何にして都市の性格を変化させていったのかを考えるうえで、重要な知見と考える。

京都商業会議所や都市計画京都地方委員会による「大京都」の玄関港としての伏見港修築および京阪運河計画、つまり京都市側から計画された伏見の近代河川港湾化構想²⁾については、

*keywords : 河川改修, 公有水面埋立工事, 都市経営策, 伏見, 宇治川派流, 中書島遊廓

**正会員 立命館大学理工学部都市システム工学科 助教 (〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1)

表-1 淀川改修工事の影響と宇治川派流公有水面埋立工事計画の変遷 (筆者作成)

淀川改修工事の影響・水害	埋立工事計画の変遷
明治29年～ 淀川改良工事に伴う水量減少	舟運の不便の解消、埋立地の町財産化を 目論んだ埋立工事構想 ↓
大正6年 大正大洪水	治水対策重視 伏見築堤実現への働きかけ 埋立工事計画一時中断
大正12～15年 淀川改修増補工事に伴う 流水途絶	衛生環境悪化の解決策としての埋立工事再推進 ↓
	公有水面埋立工事起工(昭和4年)

いくつかの既往研究³⁾がある。ただし、明治30年頃より京都市との合併構想が度々持ち上がった⁴⁾ものの、伏見は昭和4年に単独市制を施行し、昭和6年に京都市と合併するまで独立を保ち続けた。また明治30年に京都商業会議所から独立し伏見商業会議所が設立される⁵⁾など、経済的にも独自路線をとっていた。このため、埋立工事計画を含む伏見独自の都市経営策については、伏見側の資料に基づいた議論が必要である。本研究では伏見町・伏見市の議会議事録や委員会議事録や伏見市が京都市との合併申請2年弱の市政をまとめた『京伏合併記念伏見市誌』⁶⁾、京都日出新聞をもとに考察する。『京伏合併記念伏見市誌』は、埋立工事竣工や売却に至るまでの各手続きを大正15年度以降詳細に記述している貴重な資料であるが、これを埋立工事委員会や議会での議論の内容および埋立地周辺の地理情報と照らし合わせながら、伏見の都市経営策を考察していく。前稿で述べたように、伏見の公有水面埋立工事計画は、明治末年から大正6年にかけての構想と、大正15年以降の構想に大きく分けられる(表-1)。2章では同工事計画の舟運発展策としての側面を、3章では埋立地造成による町財産確保策としての側面をそれぞれ述べ、4章では竣工後の負債処理と埋立地処分についてまとめる。

2. 明治末期の舟運発展策としての河川改修計画

(1) 国鉄敷設による京阪間運輸の中継地としての変質

伏見は京都大阪間の中継地として栄えた湊町であったため、明治以降の水陸交通環境の急変は伏見にとって大きな打撃となった。明治10年に国鉄大阪京都間が開通した後、伏見を通過する旅客は著しく減少した⁷⁾。特に衰微が最も甚だしかったのは、明治16、17年より明治22、23年頃までであったという⁸⁾。

ただし、京都大阪間の国鉄開通によって淀川水運のシェアが全て奪われたわけではない。物流については、米や塩など特定の品目については依然伏見を集散地としており、明治16年に伏見倉庫株式会社、明治20年に淀川汽船株式会社、明治21年に伏見銀行がそれぞれ創立された⁹⁾。当時の河川沿岸はどのように利用されていたのであろうか。図-1は、明治31年当時の伏見町宇治川派流沿岸土地利用と、大正6年当時の濱地の利用実態についても表したものである。なお、伏見の舟運は明治40年代から大正にかけて著しく衰退したというが、大正6年当時は好景気下にあつて陸運が輻輳した¹⁰⁾ため、舟運が一時

的に再興した時期に当たる。従つて少し年代が後ではあるが、その沿岸利用状況は明治のそれと似た傾向を示すものと考えられる。これを見ると、塩・酒・醤油・材木・木炭石炭等の物流拠点として発達していた濱地は、鴨川運河と接続している濠川沿岸と宇治川派流の京橋以西に多く発達していたことがわかる。一方宇治川派流の京橋以東は、物揚場の発達した部分も見られるが、中書島遊郭を初めとして濱地の存在しない、或いは濱地を荷揚場として使用していない部分も多かったことが確認できる。

また旅客についても、京阪間を結ぶ夜行の汽船にはまだ需要があり、到着後も船内で夜明しができるため宿泊費を節約できたことから、国鉄開通以後も盛況であったという¹⁰⁾。

(2) 京阪電気鉄道敷設の影響と河川改修計画の関係

a) 汽船発着地の固定を目的とした河川改修計画

明治後期の淀川水運を支えていた汽船の航行にはある程度の水深が必要であった。しかし宇治川派流は淀川改良工事の影響でより一層水量が減り、水深も安定しなかった。このため派流内へ汽船が常に進入可能であるわけではなく、伏見の汽船発着

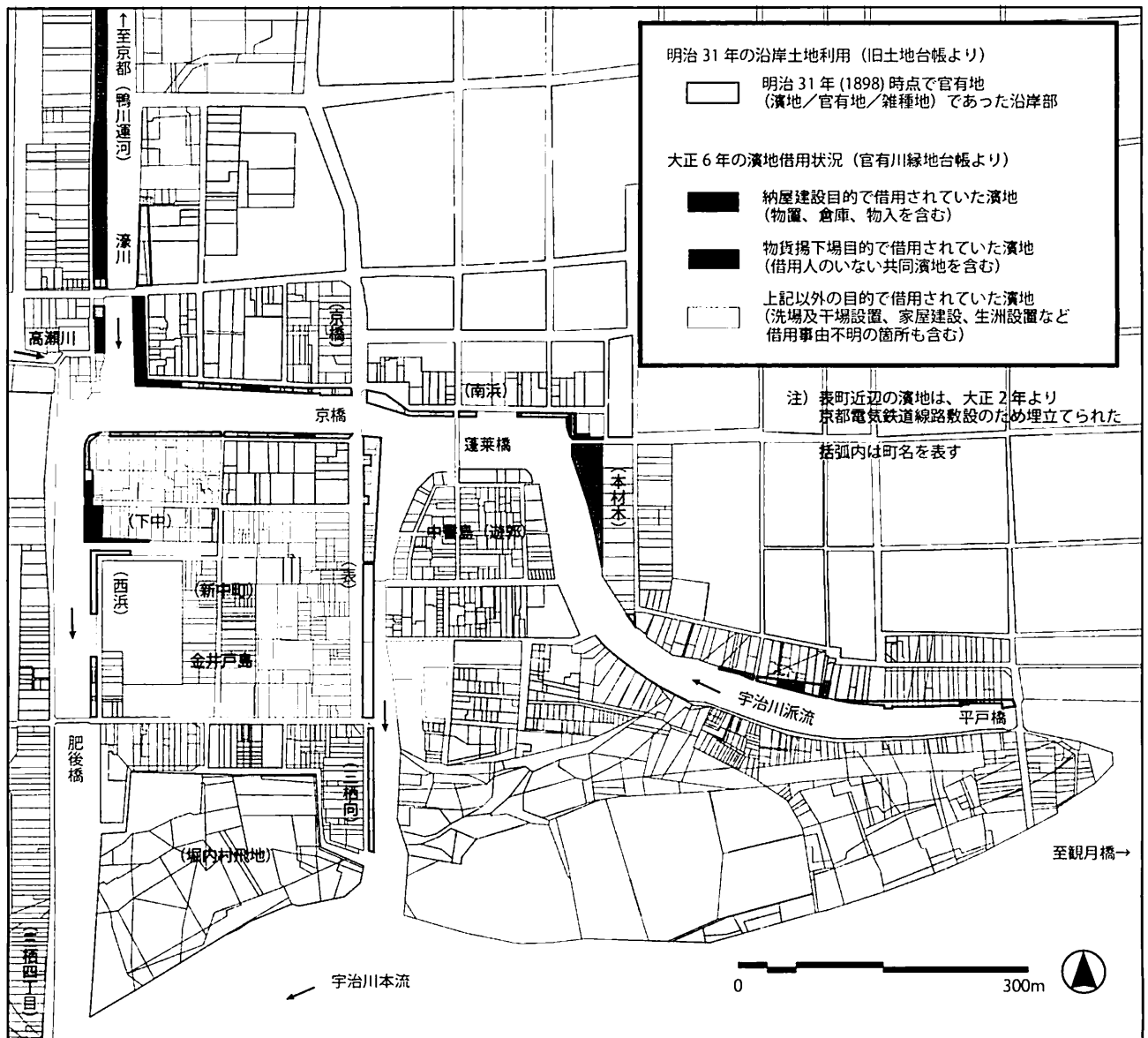


図-1 明治末期の伏見河川沿岸部の土地利用 (筆者作成)

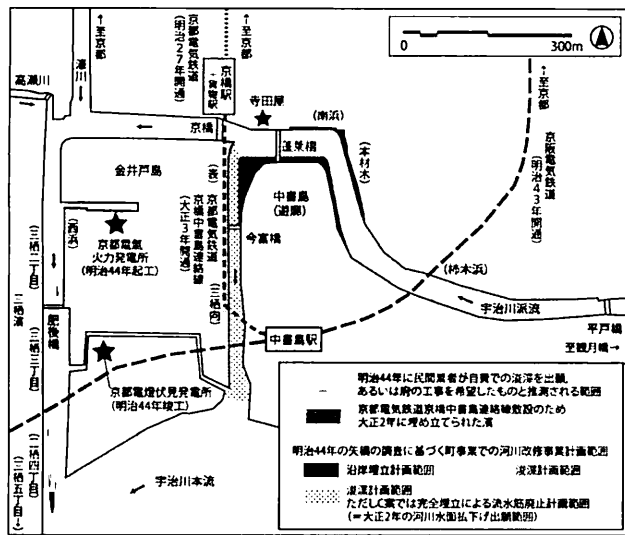


図-2 明治末期の河川改修計画とその範囲
(矢橋の調査結果と思われる図面および「伏見河川改修の議」の記事内容をもとに筆者作成)

場所は一定せず、京都電気鉄道の京橋駅にほど近い南濱の寺田屋前、あるいは派流の本川への出口付近である三栖濱の肥後橋のどちらかに停泊することが多かった¹²⁾ (図-2)。

昭和5年の埋立工事竣工までつづく一連の宇治川派流改修計画の発端は、明治40年代初めに起こった汽船発着場の京橋への固定計画であったとみられる。明治42年6月9日の新聞記事¹³⁾は、

先年伏見町会にては、宇治川支流京橋附近を浚渫し、淀川汽船発着の便を謀らんとの決議を為したとあり。而して右工事に着手せんとする際、所謂京伏合併の議盛んなりしかば、若し愈々京伏合併せば市費を以て支弁すべきものならんとの予期にて、一時浚渫工事を見合たるに、其後合併論も自から立消の姿となり、而も十六師団は置かれ京阪電鉄開通も又近きにあれば、此際浚渫工事を断行せんとの議あり。近近着手する筈なりと云ふ。

と報じており、陸軍第十六師団の設置や翌明治43年に予定された京阪電鉄開通をにらんで、汽船発着場所を京橋に固定させその利便性を向上させるために、一年前に留保された京橋周辺の浚渫計画を再開させようという議論があったことが確認できる。当時の京橋には、明治27年に開通し京都と伏見を結んだ京都電気鉄道の伏見側の終着駅(京橋油掛)と荷揚濱への貨物引き込み線が設けられており、開通直後から京都電気鉄道と淀川汽船の連絡切符が発売されるなど、両者は京阪間輸送において連絡を行っていた¹⁴⁾。つまり、浚渫による京橋への汽船発着場の固定は、大阪と伏見を結ぶ汽船と、伏見と京都を結ぶ京都電気鉄道間の乗り換え・積み替えの利便性を高め、今後敷設される京阪電気鉄道に対抗しようという意図があったものとみられる。

しかし、京阪開通によって京都大阪間の旅客交通は鉄道へとシフトしていき、汽船は衰退の一途を辿る。大正2年には京都電気鉄道を京橋から中書島まで延伸する中書島連絡線敷設工

事が開始され、翌年完成した。これにより京阪京電間の乗継が可能となったため、そもそも前記の計画自体が意味を成さなくなっていった。

b) 京阪間旅客の滞在地としての衰退

明治43年4月15日の京阪電気鉄道開通は伏見において盛大に祝われ、中書島停留所前の大アーチや線路両側の電球装飾が設置されたほか、花火の打ち上げや宇治川派流での遊船無料遊覧などのイベントも行われた¹⁵⁾。京阪電鉄開通によって遊覧客が増加し、伏見の衰退に歯止めがかかることを期待されたのである。

しかし実際には、期待されたような外来客誘致効果が得られなく、かえって淀川汽船の乗客は減少した。当時の新聞は伏見大手座や中書島遊廓の状況について、

(前略)…京阪電車が開通後大抵京都へ観劇に出掛けお手許の大手座の如きは空開きの有様で…(後略)¹⁶⁾

京阪電車開通以来一年有半に相成り候へども此廓が電車に依つて受けたる利益は少しも無之候/從來淀八幡あたりより素見に来た客も今は却つて電車の便を借つて伏見を素通りに京都に赴き候(後略)¹⁷⁾

(前略)…扱て愈々開通して見るに、足爪で待權れたほどに市街の賑ひはせず、従つて商売もランと駄目、早い話しが芝居一つでも伏見で見るより京都へ行かう、品物も序に買つて来やう、青樓屋遊びも京都に行き終道で歸ろうと言ふ調子だから伏見の町をはじめ中書島の衰へるも無理はなからう、だから現在では花街の者どもは京阪電車を恨み且つまた文明を呪ふと言ふ有様、して見ると中書島遊廓の繁榮は一日を費して大阪へ行ける川蒸気の乗客がないと駄目らしい…(後略)¹⁸⁾

と報じており、京阪電鉄開通により伏見への客足が京都に奪われ、逆に衰退が加速してしまうという状況となった。特に中書島遊廓や旅籠にとっては、淀川汽船の衰退によって伏見で夜明しをする客が減少してしまったことが大きな痛手となったようである。

町の有力者たちはこの事態を打開すべく、開通から数カ月後の明治43年夏には全国煙火共進会を開催¹⁹⁾、翌明治44年夏には京阪電気鉄道とともに中書島に納涼台を設置するなど²⁰⁾、伏見に遊覧客を集めるための見どころづくりに知恵を絞っていた様子うかがえる。なお、大正元年には桃山御陵建設が開始され多数の人夫や工夫が伏見に終結したことにより、中書島遊廓は一時的に好景気に見舞われることとなる²¹⁾。

(3) 民間事業と町事業を組み合わせた河川改修計画

以上のように、京阪電気鉄道開通以降の宇治川派流からは旅客輸送の必要性が失われていったが、物資輸送は依然として行われており、なお河川改修が必要な状況であった。

明治44年3月10日の京都日出新聞には、宇治川派流改修に関する2本の記事が掲載されている。1つは、京都電気株式会社が伏見町新中町と西濱との間に火力発電所を建設することに

なったため、石炭運搬に用いる輸送路の浚渫許可を出願したという記事、いま1つは親月橋から中書島までの宇治川派流浚渫を行うため、伏見町が矢橋筋に囑託を依頼したという記事である²⁹。後者は後に埋立工事計画に発展していく町事業である。

この発電所敷地(図-2)は、京都電気株式会社重役の親族であり明治36年12月から明治40年12月まで伏見町長を務めた櫻井又兵衛による誘致の結果選定されたもので、櫻井自身が実際の土地買収の任にあたるという待遇であった³⁰。またその後の経緯からも、伏見町が同所への発電所誘致に大層積極的かつ協力的であった様子がうかがえる。同社は護岸工事および河川浚渫を目的として敷地地先の官有浜地の使用を申請した²⁹が、その浜地は、京都市内の糞尿を高瀬川の舟運で集め淀川流域の農村へ供給していた肥料問屋が従来貯糞場として利用していた箇所であった²⁹ため、その使用権認可をめぐる両者に争いが起こった。その際、伏見警察署長は「発電所を設け家屋も多く新築され又遊船の通航するに糞船の整列は餘り面白からず公衆衛生の上より見ても一層注意すべき」と、風致衛生を理由として、肥料問屋に対岸数百m下流の三栖四丁目・五丁目あたりへの移転を命じた³⁰。突然の決定に反対する移転先の住民は府知事あてに陳情書を提出した²⁹が、移転の認可は強行された³⁰。この西濱の面する金井戸島西側の流水筋は、宇治川本流と物流拠点として発達した濠川を結ぶ、主要航路にあたる。同じく明治44年には京都電気株式会社も南の堀内村内に伏見発電所を建設しており³⁰、伏見は、西濱を含む金井戸島を舟運の便に優れた近代工業地域として発展させようという戦略に基づき、誘致を行ったものとみられる。

しかし先述のように当時の派流は水位が十分でなく、同年12月には、淀川汽船の発着場となっていた派流入口付近の三栖濱でさえ、汽船はおろか曳船の進入も難しいほどの浅瀬となってしまう弊を出して積卸をする有様であり、営業に大きな支障を来していた³⁰。従って、先述のように京都電気株式会社が自費での浚渫を計画していたほか、三栖濱を利用する運送業者も、工事費の大部分は自費負担でも構わないと譲歩したうえで、府費工事での早期浚渫を出願していた³⁰。つまりこの流水筋は、そこを用いる舟運業者のいる限り民間事業として浚渫が行われていく可能性があったのである。

一方、町事業として矢橋が河川改修を検討した範囲をみると、宇治川派流のなかでも先述の三栖濱前の流水筋を含まず、中書島の周囲のみに限定されていることがわかる(図-2)。このことから伏見町は、三栖近辺の河川浚渫を誘致してきた京都電気株式会社を含む民間業者に負担させ、その範囲に含まれない中書島周辺に限って町の改修工事を計画したのではないかと推測される。

町の工事計画では3種の設計案が示されたが、そのうちの1案は、中書島と金井戸島間の流水筋を完全に埋立て、2島の周囲の流水筋のみを残すというものであった。しかしこの案は、「淀川汽船の京橋に停泊したることあるを以て同地一帯埋立に

は反対論あるを以て實行困難なる」と伝えられている³⁰。(2)で述べたような汽船の利便性向上を指向する意見が当時はまだ根強かったことがわかる。実際、この河川改修計画が実現しなかった理由について後の新聞記事³⁰では、有力家の反対があったためと説明している。

3. 河川改修による埋立地造成への意欲

(1) 大正6年度計画以前の埋立地造成計画

a) 大正2年までの流水完全埋立の構想

前稿においても述べたように、河川改修計画の最初期の段階から、工事の財源として埋立造成地の売却益が着目されていた。従って、埋立には浚渫土砂の廃棄以上の意味合いが含まれており、明治44年の設計計画段階から、埋立の際には宇治川派流の浚渫土砂に加えて宇治川本流から採取された土砂も使用される方針であった。また前章(3)でも述べたように、汽船の運行に不可欠な浚渫・埋立だけでなく中書島西側流水筋の埋立て廃止も検討されたが、これは広い造成地とその売却益の確保を見込んでのことであった³⁰。

大正2年6月20日町会は、上記計画のうちこの中書島西側流水筋の埋立範囲のみを対象とした河川水面払下げを出願した(図-2)³⁰。この流水筋の東岸には遊廓地のため元来濱地が存在せず、また西岸濱地では、京都電鉄京橋中書島連絡線敷設のため同年2月より埋立工事が開始されていた³⁰ため、この流水筋を舟運で利用する必要性が失われていた。従って明治44年時のような反対意見も見られず、町は埋立工事を売却益獲得目的で計画することができたものとみられる。

b) 埋立地売却益の使途

埋立によって得られる利益は、埋立工事費の確保に留まらず、様々な施設整備の財源となることが期待されていた。

先に述べた大正2年度の水面払下げの出願は、大典記念事業としての公会堂建設費の財源を確保するため、埋立利益を見込んで行われたものであったという³⁰。

また大正6年度に立案された埋立事業費歳出予算には、埋立工事費、浜地払受代、公債費(借入金利子)とともに橋梁費が計上された。これは長年町会で議論されてきた、蓬萊橋の架替費用である。蓬萊橋は宇治川派流によって隔てられた伏見中心地と中書島をつなぐ、遊廓の入り口にあたる橋であるが、伏見の財政事情からその架替・修繕費用の捻出については長年議論が重ねられていた。明治30年代後半より改修の必要性が訴えられていたものの、費用面の問題から数年放置されていたところ、明治40年にはついに大破した。その架替替えの予算が組まれた際、経費節減のため従来の板橋から土橋に変更し幅員を狭めようとした町の方針に対し、不体裁で交通不便な橋を架けるのは遊廓の衰退につながると遊廓側から反対意見が出された³⁰。大正3年には、派流の水位低下に伴う橋杭根継の改修工事が計上されており³⁰、その後も相当痛みが激しかったようであるが、埋立工事関連予算の範囲で板橋に架け替える方針で決着

がついた³⁾。

(2) 大正 15 年度計画以降の埋立地売却益の使途

a) 埋立重視の計画への転換

宇治川派流の水質悪化による水流途絶と衛生問題への対応策を模索していた大正 15 年、当時の香川町長は、淀川改修増補工事推進のため一時頓挫した埋立工事計画を再度推進すべく、河川調査費予算を町会に諮った。その際の町長の説明は「此宇治川支流ノ埋メテ宜シイ所ハソレヲ埋メ立マシテ、相当ノ土地ヲ得マスルナラバソレヲ払下ヲ受ケマシテ、町ノ財産ノ造成ヲシタイ⁴⁾」というものであった。大正 6、7 年頃の好景気には鉄道貨物が輻輳し一度は伏見の水運が繁忙を取り戻した⁵⁾ものの、鉄道の優位性は覆るものではなく、舟運の衰退は避けられない潮流となっていた。従ってこの時期の伏見町の構想としては、運河を廃川にはしないものの、護岸改修の一環として河川に埋立地を造成しそれに伴う収益を確保することが、工事の最

大の目的となったものとみられる。実際、大正 15 年度以降の無償払下およびその後の埋立工事施行の出願内容を見ると、大正 6 年度当時のものと比較して、埋立総面積は 3 倍以上、工費は 6 倍以上と大幅に増加している（表一 2）。

この調査結果を受け、伏見町は大正 15 年に再度無償払下の出願をした。これに対する府の通牒は、護岸工事・改修工事の施行のない限り払下げは出来ない⁶⁾、というものであったが、当時の町長であった中野種一郎はこの通牒を「埋立法に依り出願せよ」という意図で発せられたものであったと述べている⁷⁾。つまり、府は工事計画自体を却下したのではなく、手続き面での不備を指摘したということがわかる。実際、以降の伏見町は水面および濱地の払下でなく、公有水面埋立法に基づく埋立工事施行を出願していくようになる。

b) 埋立地の土地利用方針

町から府への所要調書の提出などを経た昭和 3 年 2 月 2 日、府の宇治川派流公有水面埋立許可に関する諮問に対し、伏見町は、埋立の目的を「河川整理并住宅地造成」と記した答申書を提出した⁸⁾。この「住宅地」の土地利用について、伏見町はどのように構想していたのかを考察する。

大正 15 年以降計画の埋立範囲と大正 6 年時の濱地の土地利用を示したものが図一 3 である。埋立地は①遊郭であった中書島の周囲、②大正 6 年時にも舟運拠点として機能していた濱を有する京橋以北西岸、③濱地の存在しない本材木・柿木濱附近と物揚場より住宅地利用が卓越している両替町一丁目以東、に大きく分けられる。なお、大規模な酒造工場が立地し原料運搬目的で利用されていた本材木北部の濱地は、明治末年の計画では埋立範囲に含まれていたものの、今回の埋立地から外されている。

このうち②および③については、伏見市は当初より、地先地主に事前協議を行って価格交渉および売却をし、予定価格で売却不可能の場合にのみ公入札にかける方針であった⁹⁾。なお、

表一 2 水面払下出願内容と埋立工事予算の変遷（筆者作成）

	大正 6 年度 ¹⁾	大正 15 年度 ²⁾	昭和 2 年度 ³⁾	昭和 3 年度 ⁴⁾
埋立面積/ 水面敷払下 出願面積	1516 坪 9 合 7 勺	5519 坪 5 合	5429 坪 3 合 2 勺	5305 坪 8 合 5 勺
歳入	20175 円	-	-	-
内埋立地 売却代	19875 円	-	-	(42 万円余)
歳出	20175 円	-	333511 円	-
内埋立工事費	15809 円	126374 円	199295 円 (設計費 監督 費 道路橋梁費 排水溝施設雑費 を含まない)	232256 円 (道路橋梁費 監督費 雑費を含む)
埋立工事費 以外 (歳出— 埋立工事費)	4366 円 (橋梁費 4263 円)	-	161216 円 (排水ポンプなど)	(警察署改築費 寄付 排水ポンプなど)

出典：

¹⁾…大正 6 年 10 月 14 日決議大正 6 年度第 46 号議案 第 48 号議案（大正 6 年度伏見町特別会計埋立事業費歳入出追加更生予算）

²⁾…大正 15 年度第 54 号議案 水面無償払下の出願書類（大正 15 年 10 月 28 日決議）

³⁾…公有水面埋立工事出願内容（昭和 2 年 2 月 25 日発第三七〇号）、予算（昭和 2 年 6 月 18 日発第一—三号）（京伏合併記念伏見市誌 pp.177-178）

⁴⁾…昭和 3 年度・昭和 4 年度公有水面埋立工事費継続年季及支出方法（第 37 号議案）および昭和 3 年 11 月 9 日埋立工事委員会における町長中野種一郎の発言



図一 3 実際の埋立工事施工範囲とその売却状況
 (旧土地台帳および「さんざんの態でお流れとなる 入札者僅に四名、然も非常な安値 伏見市埋立地公入札」
 の記事内容をもとに筆者作成)

伏見町の官有濱地の殆どは大正 8 年 10 月に借業者に払い下げ、または売り渡されている⁷⁴ため、この地先地主とは、元官有濱地の場合は元借業者にあたる。この両地区について伏見市は、地先地主に埋立地をそれぞれ売却することで、従来の土地利用を継続させたかったのではないかと推測される。公入札実施時の土地説明の際、②については「水路ヲ以テ京阪ニ連絡シ常ニ船舶繫留シ貨物集散ノ咽喉ニシテ荷揚場ノ設備アリ」「舟運上本市ノ最モ枢要タル営業地帯ニシテ（後略）」⁷⁵と従来の舟運の便の良さと運送業の発達を強調し、埋立地内に共同荷揚場の新設を計画している⁷⁶。③についても同様で「舟運ニ便シ営業住宅地トシテ清流ニ望ミ本市ノ最モ有望ナル地帯ナリトス」と、舟運を利用した営業だけでなく住宅も存在する地区の特徴を述べている⁷⁷。

一方、①の中書島遊廓周囲の埋立地についても、隣接地の土地利用を踏襲する方針で早期より計画されていたようで、伏見町は中書島埋立地の遊廓指定地への編入を度々府に求めていった。その理由として、造成地が川によって外部から切り離された遊廓の島に接続しており風俗取り締まり上既存の遊廓との線引きが難しいことと、仮に遊廓指定地に編入されない場合は土地の予定時価が下落し財政に欠損を生じさせることが説明されている⁷⁸。実際伏見町は、その後の予算編成において、中書島埋立地の予定価格を他地区よりもかなり高めに設定していた（次項で詳述する）。埋立総面積の 40%以上を占める中書島埋立地に遊廓指定地という付加価値をつけ、既存の遊廓を拡張させることが、地勢および財政上欠かせない事項として認識されていたことがわかる。なお、工事竣工前の伏見市は、中書島周辺については他地区とは異なり地先地主との事前協議を行わず一般公売入札により売却するという方針を示しており⁷⁹、遊廓指定地である中書島埋立地の土地売却にはかなり自信を持っていたふしが見受けられる。

c) 埋立地売却代見積もりの増加

次に、埋立工事による土地売却代見積もりの変化とその原因について述べる。

a) で述べたような経緯から、伏見町は昭和 2 年 2 月 26 日に埋立工事施行を依頼したもの、書類調書の不備を指摘され同年 6 月 18 日に再提出した⁸⁰。予算は埋立工事費 198,295 円、土木費 161,216 円の合計 359,511 円となっており、これを土地売却代で賄う計算であった⁸¹。大正 15 年の出願内容から埋立面積に大きな変更は見られないが、大正 6 年度の予算と比較して歳出に占める土木費の割合が格段に大きくなっており（表 2）、内訳として道路橋梁費、排水ポンプ樋門設置、用悪水路整備などの経費が含まれていた⁸²。この排水ポンプとは、淀川改修増補工事時に宇治川堤防を得て外部からの洪水より守られた伏見が、山手や上流からの出水を堤外へ放出すべく、内務省に設計を囑託し 2 分の 1 の府費補助を受けて三軒に設置した 2 基のポンプであり、当時の町長中野種一郎が推進した伏見の洪水対策のひとつであった⁸³。

翌昭和 3 年には伏見警察署の移転問題が発生した。伏見町は移転先敷地と警察署改築費 11 万円の寄付を中書島埋立地の遊廓指定地編入の交換条件するべく府と交渉し、府側の内意を得た⁸⁴という。この寄付金の財源もまた埋立地売却代に求められることとなり、予算更正に当たっては土地売却代を約 42 万円余と予定し、警察署寄付金敷地も 16 万円へと更正をした⁸⁵。

つまり、大正 15 年度から昭和 3 年度にかけて埋立地売却代で工面すべき施設整備や遊廓地指定に必要な寄付金が発生したため、埋立工事面積は変化しないにもかかわらず、埋立地売却代で賄わなければならない金額は相当増加していたことがわかる。そしてその増加分は、実際の売却予定価格に反映されていったようである。11 万円の寄付が決定する前の中書島埋立地の売価は 1 坪 93, 94 円あたりであったが、寄付金が決議された市会直前の協議会において一気に 140 円に値上げされたという⁸⁶。

この高額な売価設定に対し、委員および市議員の中には買い手の現れないことを危ぶむ声もあったという⁸⁷が、市長は「現在の中書島の地価で計算した。中書島が遊廓に指定されるかどうかを明言することは憚られるが、この値段を維持する」と主張し、遊廓地指定を受けられる限り十分売却の見込みがあると考えていたようである⁸⁸。最終的には 1 坪あたり中書島 150 円、その他 70 円として予算が組まれた⁸⁹。

4. 埋立工事竣工後の後始末

(1) 埋立地売却の失敗

a) 中書島埋立地の遊廓指定地編入失敗

前章で述べたように、中書島埋立地の遊廓指定地編入について、伏見町は昭和 3 年の段階で内々に府の合意を得ていたといいい、5 月 30 日の時点で寄付の件を決議していた。市誌によると、その後も陳情を続け、翌年昭和 4 年 3 月 31 日には当時の大海原京都府知事より「遊廓指定地ニ繰入スルヲ以テ適當ナリト被認候」「埋立工事完成後ニ於テ主務大臣ニ稟伺シ指定地ニ繰入相成候様致度」との公文書を得たという。しかし 7 月 2 日に民政党内閣が発足し、7 月 5 日をもって大海原知事は更迭され、遊廓地拡大に関して否定的な佐上知事が就任した。同日には府より「一度内務大臣ニ稟伺ヲ要スベキ」との通知を受け、遊廓指定地編入問題は保留状態とされたが、前知事時代の公文書の存在から、伏見市は編入の成功を前提としたスタンスを貫いていた。

翌昭和 5 年 6 月 1 日の臨時河川整理委員会において、公入札実施と土地売却成立前に遊廓指定問題に関する内務省の意見を確かめておくべきとの意見が出され、委員 3 名および中野市長が東上し陳情を行った。その結果、遊廓移転はまだしも拡張については絶対に許可しない方針であった現内閣も、同市の実情と従来の経緯に鑑み再調査を言明するに至った⁹⁰といいい、6 月 4 日の同委員会では良好に進展するとの見込みも示された⁹¹。しかし結局不認可となり、中書島埋立地は「遊廓、舟運ニ便シ商業地帯トシテ清流ニ望ミ風景絶佳本市ノ最モ有望ナル枢要地

ナリ」⁶⁰との説明の下、遊廓指定地に接続する商業地帯として公入札にかけられることとなった。

b) 事前協議および公入札の不成績

埋立工事は昭和5年3月末日に竣工し、同年5月1日、伏見市制実施一周年記念式典に引き続き、中書島埋立地において工事竣工式が挙行され、記念碑が設置された⁶¹。

竣工後の土地売却交渉の成否を図-3に示す。中書島を除く埋立地売却に関する地先地主への事前交渉は3月より開始されていた⁶²が、その成績は決して芳しいものではなかった。

「地先権者が市の予定地価、即ち一坪當り七十圓を四十四圓に低下せしめんと頑張っている」⁶³との新聞報道のように、好景氣時に予算編成されたための強気の価格設定と折からの不景氣により、価格交渉が難航したようである。この成果を受けての措置であろうか、当初は地先地主との事前交渉を経ず公入札を行う予定であった中書島遊廓地に対しても、やはり地先所有地主に協議するのが妥当であるという判断により、他地区と同様に事前協議を行うこととなった⁶⁴。

結果、埋立地面積の約3分の1にあたる1000坪余りは、それぞれ隣接地先地主に予定価格に近い価格で売却できたが、これらは宇治川派流北岸の土地ばかりで、予定価格が著しく高めに設定され収入の大部分を占めるはずであった中書島周囲の土地は全く売却できなかつた。同年5月25日に事前交渉は打ち切れ、6月11日に公入札が行われることとなった。

公入札開催の直前、先に述べた中書島埋立地の遊廓指定地編入の失敗が明らかとなり、中書島埋立地の売却はますます難しくなつた。府は中野市長を招致し、好景氣時代に設定した土地売却代42万円の見積もりを、市の財政上の影響ない36万円まで減額すべきという意見を伝えた。これを受け、中野市長は36万円を基礎として割り出した単価を敷札とし公入札を行うことを埋立委員会に提案したが、協議の結果予定通りの42万円に決定され、表-2のように当初予定から大きく変更のないまま価格設定がなされた⁶⁵。公入札の結果は、入札者がわずかに4名に留まりいずれも予定価格に届かず、売却はかなわなかつた⁶⁶。京都日出新聞はこの公入札失敗について「公入札前よりも反って地価を下落せしめたに過ぎない」と断じた⁶⁷。

(2) 負債と埋立地の処分

a) 負債の処分方法

以上のような顛末により、およそ3分の2の埋立地が買い手のつかないまま残され、また埋立地売却により完済されるはずであった274,000円の短期起債の期限が迫っていた。最大の問題は予算の大部分を占める中書島埋立地の処分にあつたが、公入札時に唯一入札のあつた敷地への入札価格が予定価格の半額近くの75円であり、また地先地主と売買交渉を行った埋立委員は予定価格の3分の1近くの50円前後でしか売れないと予測していたといひ⁶⁸、当初予定価格での売却は絶望的な状況であつた。京都日出新聞はこの窮地について、仮に市の予算に近い価格での買い手が短期間のうちに現れる望みは薄く、仮に

上記価格で売却した場合も20万円余りの欠損額が残ってしまう、また埋立地を一度伏見市有とし土地の騰貴を待って売却するとしても新たな起債が必要であり、その利子の返済のためにますます地価を高く設定せねばならない、と解説している⁶⁹。

府との交渉の結果、市長は、売れ残つた埋立地を市有とし、既に得られた売却益と市有基本財産全てを従来の短期起債の返済に充て、不足分については新たに3年間利子なしの207,800円の起債を行い、埋立地が売却できた場合は随時返還していくものの、それが叶わずとも「教育費・土木費・勸業費など、都市としての施設に大なる欠陥と支障を来たさない範囲で節約緊縮を行つて」最長10年間かけて償還していくという方針を市会に提案し、可決された⁷⁰。ただし市有地の具体的な売却方法の曖昧さや、多額の負債を他予算を削減することによって返済していく計画の実現性の低さについて多数の議員から質問があり、また可決後も、埋立工事計画を推進してきた中野市長の責任を問う建議が反市長派から起こる⁷¹など、議会は紛糾した。

この頃から、佐上知事のイニシアティブの下、京都市の周辺市町村編入問題が具体化し始め⁷²、伏見市会は昭和6年3月4日の緊急市会において30項の条件付きで合併賛成の答申を行う。その中には埋立工事関連起債207,800円を京都市に於いて償還継承するという条件があり⁷³、合併後は京都市に引き継がれることとなった。

b) 埋立地の処分方法

売却に失敗した埋立地の処分方法が吟味されていた最中、中書島埋立地を市有地としてそこに娯楽施設を設け、その収益で市債を返済しようという経営構想が見られたようである。

京都日出新聞⁷⁴によると、この埋立地への夜店開設を訴える「強烈なる夜店請願運動」があり、市当局も調査委員の設置準備を進めていたという。ただし夜店は暫定的な措置であり、将来的には「同地に活動写真館、寄席等の娯楽場を設置し、西堀に臨む埋立地を東京の浅草式の公園となし、市民の大衆的娯楽場となさしむるものと見られてゐる、同地が公園として実現の暁は、西堀の水面に浴ふて走る三間幅の鉄道は市民のよき遊歩道となり、伏見市の殷盛を扼するのまさこそ思はれる」と、恒久的な娯楽場としての活用をも睨んでいたという。

伏見への娯楽場建設に関する議論は、当時が初出ではない。公園計画については直近の昭和5年5月8日に、中野市長が以前より構想していた遊園地の候補地を、淀川改修増補工事⁷⁵により完成した新高瀬川堤防の三柄橋以北約二十町の区域に決定し調査中である、と報じている⁷⁶。なお、娯楽場建設の構想についても、京阪開通により伏見の繁華街が衰退した明治44年当時、町有志が大手筋西方空地約三千坪の地に寄席、劇場、勸業場および四季花壇の建設を計画していた⁷⁷という。つまりこの構想は、他所で検討されていた遊園地の計画地をこの中書島埋立地に変更し、かつての娯楽場建設構想を取り入れ、京橋・中書島といったかつての伏見の中心地の賑わいを商業地の拡大によって取り戻すことを目論んだものと考えられる。

夜店開設については、実際に市有地使用の出願がなされ、昭和5年7月29日の委員会で議論されたが、埋立地の処分に支障があるとの理由で不許可の決定がなされた⁸⁹⁾。(1)で述べたように、残地については買い手がつき次第随時売却し一早く返金を完了させるという方針であったため、凶らずも市有地として手元に残された埋立地について伏見市が経営的に活用するのではなく、むしろ手を加えず放置しておくことが選択されたのである。

その後、事前協議において売買契約の成立した敷地と、公入札で比較的高い金額を示していたためその後売買契約の成立した敷地については、昭和5年から6年の間に随時民有化されていった。それ以外の敷地については伏見市有地とされ、京都市との合併時には京都市に移管されたが、特に中書島東柳町の敷地については、中野市長が理事を務める市立伏見病院を財団法人としその基本財産として移管することが合併条件として付され、実際に伏見病院の所有となった。

5. まとめ

以上に見てきたように、伏見の宇治川派流公有水面埋立工事、明治40年代には淀川汽船の利便性向上を目的とした河川改修計画であったものが、徐々に造成地確保を目的とした埋立工事計画に変更されていったものであることが明らかとなった。この計画目的の変更は、京阪電気鉄道開通による旅客中継地としての衰退や、独立市としての都市施設建設のための財源確保の必要性という背景のもとに行われたものであり、舟運都市がその都市の性格を放棄していく過程が表れているといえるだろう。そして造成された埋立地の売却が不成功に終わった最大の原因は、中書島遊廓地拡大戦略の失敗にあるといえるだろう。埋立地の遊廓地編入許可を得るための支出とそれを補うための強気な埋立地予定価格設定、不況、そして遊廓地編入の不許可が、売買契約の不成立につながっていき、また負債償還を急いだために市有埋立地の活用もままならない状態となった。

従って、伏見はこの埋立工事を通じて河川衛生環境改善という目的は達成できたものの、埋立地売却益の確保と遊廓地拡張という都市経営面の目的は達成できなかったと結論付けることができる。

参考文献および補注

- 1) 林倫子：伏見町による宇治川派流公有水面埋立工事計画の変遷，土木史研究講演集，Vol. 31，pp. 205～210，2011。
- 2) 秋元せき：近代京都における地域開発構想と地方財界—伏見港修築と京阪運河計画をめぐって—，京都市歴史資料館紀要，第23号，pp. 31-65，2011。
- 3) 田中尚人，川崎雅史：京都伏見における水辺の近代化に関する研究，土木計画学研究・論文集，vol. 19，pp. 331-338，2002。
- 4) 京伏合併記念会：京伏合併記念伏見市誌，伏京合併問題経過報告，p. 205，1935。
- 5) 前掲4)：京伏合併記念伏見市誌，pp. 479-480
- 6) 前掲4)：京伏合併記念伏見市誌

- 7) 伏見町役場編輯：御大礼記念京都府伏見町誌，p. 417，1929。
- 8) 前掲7)：御大礼記念京都府伏見町誌，p. 474
- 9) 前掲7)：御大礼記念京都府伏見町誌，p. 479
- 10) 前掲7)：御大礼記念京都府伏見町誌，p. 502
- 11) 前掲7)：御大礼記念京都府伏見町誌，p. 400
- 12) 前掲7)：御大礼記念京都府伏見町誌，p. 400
- 13) 明治42年6月9日付京都日出新聞「伏見町宇治川湊に就て」
- 14) 前掲3)：京都伏見における水辺の近代化に関する研究，pp. 331-338
- 15) 明治43年4月16日付京都日出新聞「京阪電鉄の開通」
- 16) 明治43年12月10日付京都日出新聞「伏見に劇場建設」
- 17) 明治44年7月26日付京都日出新聞「中書島より」
- 18) 明治45年6月15日付京都日出新聞「城南見聞記（七）」
- 19) 明治43年7月26日付京都日出新聞「伏見の大煙火」
- 20) 明治44年6月12日付京都日出新聞「京阪電車の新計画」
- 21) 大正元年8月17日付京都日出新聞「御陵の排作工事と昨今の伏見町」
- 22) 明治44年3月10日付京都日出新聞「伏見雑俎 京電の湊出願，河川湊測量着手」
- 23) 明治44年4月13日付京都日出新聞「京都電燈の発電所敷地を種に（上）伏見町助役の魂胆」
この記事では京都電燈株式会社と誤記されているが、正しくは京都電気株式会社である。なお京都電気は翌明治45年に京都電燈に買収されており、西濱に建設された京都電気発電所も京都電燈の伏見第二発電所となった（京都電燈株式会社五十年史，pp. 92-101）。
- 24) 明治44年4月14日付京都日出新聞「京都電燈の発電所敷地を種に（下）伏見町助役の魂胆」
- 25) 明治44年6月30日付京都日出新聞「伏見貯糞場移転説」
- 26) 前掲25)：「伏見貯糞場移転説」
- 27) 明治44年10月25日付京都日出新聞「京都市の糞尿は路頭に迷はん」
- 28) 明治44年10月26日付京都日出新聞「伏見の貯糞問題」
- 29) 京都電燈株式会社編：京都電燈株式会社五十年史，pp. 81-82，1939。
- 30) 明治44年12月8日付京都日出新聞「伏見三栖資湊請願」
- 31) 前掲30)：「伏見三栖資湊請願」
- 32) 明治44年10月9日付京都日出新聞「伏見河川改修の議」
- 33) 大正2年2月17日付京都日出新聞「宇治川濱地地下問題」
- 34) 明治44年10月9日付京都日出新聞「伏見河川改修の議」
- 35) 大正2年6月20日町会，諮問第一号
- 36) 前掲33)：「宇治川濱地地下問題」
- 37) 前掲33)：「宇治川濱地地下問題」
- 38) 明治40年8月13日付京都日出新聞「伏見に於ける架橋の紛争」
- 39) 大正3年3月27日伏見町会議事録，番外議員（助役）清水勝太郎の発言
- 40) 大正6年11月22日伏見町会議事録，議員今井恒吉の質問に対する町長中野種一郎の発言
- 41) 大正14年3月12日伏見町會々議録，町長香川静一の発言
- 42) 前掲7)：御大礼記念京都府伏見町誌，p. 402
- 43) 昭和3年11月9日埋立工事委員会，町長中野種一郎の発言
- 44) 昭和3年11月9日埋立工事委員会，町長中野種一郎の発言
- 45) 昭和3年2月2日町会，第51号議案

- 46) 昭和5年3月5日埋立調査委員会
 47) 大正6年伏見市官有川縁地台帳
 48) 前掲4)：京伏合併記念伏見市誌, p. 185
 49) 前掲4)：京伏合併記念伏見市誌, p. 184
 50) 前掲4)：京伏合併記念伏見市誌, p. 184
 51) 昭和3年12月17日 発第二, 二四九号「中書島廓指定地編入ニ関スル件」, 昭和4年3月31日 発第四九四号ノ一, 前掲4)：京伏合併記念伏見市誌, pp. 179-180
 52) 昭和5年3月5日埋立調査委員会
 53) 前掲4)：京伏合併記念伏見市誌, pp. 177-178
 54) 前掲4)：京伏合併記念伏見市誌, pp. 177-178
 55) 昭和3年11月9日埋立工事委員会, 町長中野種一郎の発言
 56) 昭和3年11月9日埋立工事委員会, 町長中野種一郎の発言
 57) 昭和3年11月9日埋立工事委員会, 町長中野種一郎の発言
 58) 昭和3年11月9日埋立工事委員会, 町長中野種一郎の発言
 59) 昭和5年8月28日市会, 野田氏外三氏提出の中野市長に対する建議に関する議論における, 議員野田與三郎の発言
 60) 前掲59)：議員野田與三郎の発言
 61) 昭和3年5月30日町会々議録, 町長中野種一郎の発言
 62) 昭和4年3月5日埋立調査委員会
 63) 昭和5年6月6日付京都日出新聞「中書島埋立地遊廓指定問題で板ばさみの府当局」
 64) 昭和5年6月4日臨時河川整理埋立委員会
 65) 前掲4)：京伏合併記念伏見市誌, p. 185
 66) 昭和5年5月2日付京都日出新聞夕刊「伏見市制実施一周年記念」
 67) 昭和5年4月7日臨時河川整理埋立委員会
 68) 昭和5年5月22日臨時河川整理埋立委員会
 69) 昭和5年5月29日付京都日出新聞「埋立地は遂に競賣伏見市会委員会」
 70) 昭和5年4月23日臨時河川整理埋立委員会
 71) 昭和5年6月11日臨時河川整理埋立委員会
 72) 昭和5年6月12日付京都日出新聞「さんざんの態でお流れとなる 人札者僅に四名, 然も非常な安値 伏見市埋立地公入札」
 73) 昭和5年6月14日付京都日出新聞「埋立地問題が伏見市の癌に 此際急速に解決点を見出さねば 行詰りはどう打開？」
 74) 昭和5年8月28日市会, 昭和5年度伏見市歳入出第四回追加更正予算外十三件の議論における議員野田與三郎の発言
 75) 前掲73)：「埋立地問題が伏見市の癌に 此際急速に解決点を見出さねば 行詰りはどう打開？」
 76) 前掲74)：議員野田與三郎の発言
 77) 前掲59)：議員野田與三郎の発言
 78) 京都市市政史編さん委員会編：京都市政史 第1巻 市政の形成, pp. 409-413, 2009.
 79) 前掲4)：京伏合併記念伏見市誌, p. 220
 80) 昭和5年7月28日付京都日出新聞夕刊「中書島埋立地は大衆的な娯楽場に 併し当分は夜店を許可する 伏見市当局の意向」
 同記事は請願運動者を「石川市議その他」としているが、伏見市議会に石川という議員はおらず、また埋立委員会で協議された夜店使用の出願者「足達」という人物もその素性は不明である。従ってこの夜店請願運動がどれほどの広

- がりを見せていたかについては別途確認が必要である。
 81) 昭和5年5月8日付京都日出新聞「桃山御陵下に遊廓地を造る 伏見市の新しい計画」
 82) 明治44年7月29日付京都日出新聞「伏見新市街地計画」
 83) 昭和5年7月29日臨時河川整理埋立委員会
 前掲80)の新聞記事では、中野市長も夜店開設に賛成の立場であったと伝えるが、委員会議事録には議論の詳細が書かれていないため不明である。